

# 鯨 研 通 信

第 379 号

1990年 8月

財団法人 日本鯨類研究所 〒104 東京都中央区豊海町 4 番18号 東京水産ビル 電話 03 (536) 6521 (代表)



## 焼津の定置網に入ったメソプロドン

伊豆三津シーパラダイス 中島 将行

1989年9月3日、焼津の魚市場に1頭のクジラが水揚げされた。

知らせを聞いて静岡県水産試験場加工研究室の長谷川薫技師が駆けつけ、体長を計り、写真を撮った。

早速、知人である私宛に種同定依頼の電話があったが、折悪しく私が不在だったため同所の藤巻康年氏が連絡に当たってくれた。

標本について確めたところ、クジラは既に解体され、頭部などはみなクラッシャーにかけられて何も無いとのことであった。

数日後、長谷川技師より手紙と数枚の写真が届いた。

### 長谷川技師の手紙の内容

日時：平成元年9月3日水揚げ8時頃

場所：焼津市石津浜地先の定置網に入網、同日、地方卸売場小川魚市場（小川漁業協同組合開設）に水揚げ

状態：発見時既に死亡

全長：4.8m

体重：1,070kg

性別不明、口を手でさわってみたが、歯はなかったとのこと。

電話で、手紙にあった全長とは下顎先端より尾鰭後縁中央までであることを確認した。尾鰭先端までではなく、上顎先端からではないので、全長または体長に準ずる計測値となる。

ネガを借り受け、その際記録として公表することの了承を得た。

使用したカメラは35mm版小型カメラで、レンズは

38mmとのことであった。

20数枚の写真はみな鮮明で、体全体の背腹両側、頭部右側、尾部と多数あった。その中から鯨体正中線に対して直角の位置から撮影した写真つまり真横からのものを選んで拡大し、プリント上での計測を試みた。

真横の写真を選んだのは、使用したカメラが広角レンズだったので、写真上の体形の変差を極力さけるためであった。

### 種について検討した内容

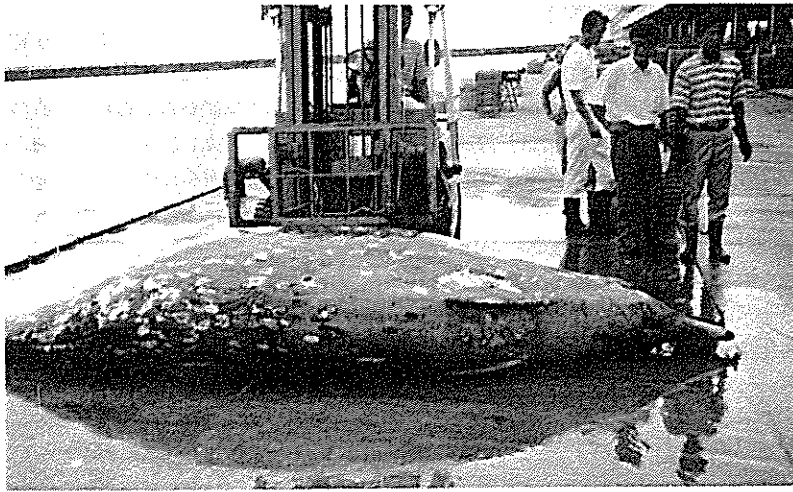
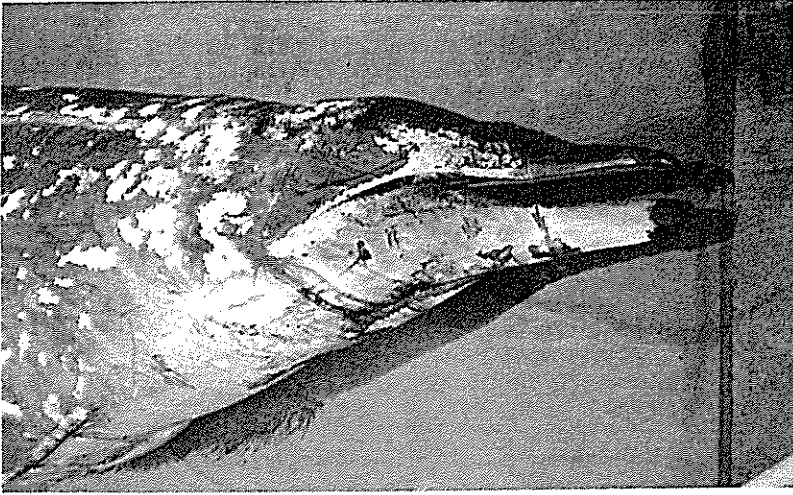
1. 顔つきがイチョウハクジラである。私が体外部を計測した1968年8月鎌倉市材木座海岸のイチョウハクジラ（西脇ほか1972、鯨研英文No. 24）の顔つきとそっくりであった。当時の写真を見なおして、吻や口の大きさ、形などを確めたがよく似ていた。

2. のどの部分にははっきりとしたV形の溝がある。

3. 尾びれ外縁中央に他の鯨類のような切れ刻み notch がない。ランディングしたこのようなクジラはアカボウクジラまたはそのなかまとして報道されることが多いが、同じアカボウクジラ科のアカボウクジラのそのか所が少し凹んでいるのと違って、notch が全くか殆どないのがオオギハクジラ属つまり学名メソプロドン属の特徴である。

1957年9月西脇昌治先生が大磯で新種イチョウハクジラ（西脇・神谷1958、鯨研英文No. 13）のタイプ標本を発見した時のきっかけは、新聞にのったトラック上のそのクジラの尾びれの写真であった。

先生から生前幾度となくそのことを聞かされていたので、この種のクジラを見る時は視点がすぐにそこへいってしまう。先生の教えが身にしみこんでいる感じがする。



(撮影・長谷川 薫)

4. 背びれがわりあい後方にある。イチョウハクジラの特徴とされている (NOAA Tech. Rep NMFS Cir 444, 1982)。

5. 胸びれは小さく、幅が狭い (Watson 1981)。体長の1/9~1/10 (西脇 1965)。

6. 性別は雌であった。写真では生殖溝が大きく明瞭に認められた。体の大きさからして成熟個体のように思われた。

7. 外見上、歯がなかった (長谷川技師) のは雌であったからである。

ふつうこの科のクジラでは成熟した雄には左右一対の歯が見られるが、雌と子では歯は萌出していない。

ただ、本稿発表に際して、イチョウハクジラの歯の萌出程度については成獣の雄といえども歯は先端がごく小さく露出しているのみである、と神谷敏郎先生から御教示頂いた。校閲原稿と共にイチョウハクジラの大磯標本頭部左面と歯全形の写真も送付して下さい。

その写真をよく見ると、先生のいわれるとおり、歯は頭長約15cmの写真の中で、大きくせり上がった下顎のほぼ中央にその先端が1mm程度の1つの白点として

写っているのみであった。

8. 体色は黒くなく、きれいな青味がかかったネズミ色 greyish blue であった。腹側は淡かった。このクジラが死後間がなく新鮮であったからであろう。鯨類では一般に死後体色はすぐに黒くなり、特徴となる模様もすぐに不明瞭となってしまう。

Mead (1989, Handbook of Marine Mammals, Vol. 4) も雌の体色について写真 (Letherwood *et al.* 1982) によれば背側が medium grey、腹側が light grey と記している。雌は頭の部分が淡い色だとも記されている (NOAA 444, 1982)。西脇先生の本 (1965, 鯨類・鯨脚類) にはミッドナイト色 (青黒灰色) とある。

本個体は死後の漂着ではなく、入網後の死亡であろう。外見上体色は鮮明で痩せも異常もなく、健康状態は良好であったと判断されたからである。とすれば、死因は病死ではなく事故死おそらくは溺死であったと思われる。

9. 写真では腹側体後半に不定形の白斑が多く散在している。これもイチョウハクジラの特徴の1つとされている (Watson 1981, NOAA 444 1982)。Mead (1989) はその存在を雄について記述している。

焼津標本と他のイチョウハクジラ外部計測値との照合

西脇ら1972、鯨研英文 No. 24 より引用

番号	部位	大磯標本		鎌倉標本		伊東標本		* 焼津標本	
		1957. 9	♂	1968. 8	♂	1971. 7	♂	1989. 9	♀
1	体長	472.0cm	100 %	470 cm	100 %	477.0cm	100 %	478 cm	100 %
3	頭部最大幅	43.0	9.1	—	—	—	—	44.3	9.2
4	上下吻端の差	2.5	0.5	1.0	0.2	1.3	0.3	2.5	0.5
7	下顎先端より目の中心まで	51.0	10.8	51.0	10.9	57.4	12.0	54.4	11.4
8	下顎先端より呼吸孔まで	49.0	10.4	48.0	10.2	53.8	11.3	52.8	11.0
11	胸びれ、腋の下から先端まで	33.0	7.0	32.0	6.8	41.2	8.6	34.6	7.2
12	胸びれ、前の付け根から先端まで	51.0	10.8	50.0	10.6	54.0	11.3	50.3	10.5
14	尾びれ、拡がりの幅	112.0	23.7	—	—	119	24.9	112.1	23.5
17	尾びれ外縁中央より背びれ先端まで	—	—	—	—	158	33.1	166.8	34.9
18	尾びれ外縁中央より肛門まで	—	—	—	—	139	29.1	127.6	26.7
	上顎先端より口角まで	—	—	—	—	—	—	41.2	8.6
	上顎先端より胸びれの前の付け根まで	—	—	—	—	—	—	73.5	15.3
	生殖溝の長さ	—	—	—	—	—	—	32.4	6.8
	体の最大幅	—	—	—	—	—	—	71.4	14.9

\* 1. 焼津標本は写真上の算定値。

2. 体長は下顎先端~尾びれ後縁中央実測値 (長谷川) から上下吻端の差計算値を引いたもの、477.5≒478cmとした。

これらの白斑模様とは別に、ハナゴンドウなどによく見られる楕円形の白色傷痕が2つ4×8 cm大のものが顔のアップに写っていた。

10. 写真から得られたプロポーション測定値を西脇先生ら(1972, 鯨研英文 No. 24)や他のメソプロドンの幾つかの既報 Nishimura & Nishiwaki (1964)、中島(1984)、Miyazaki *et al.* (1987)と照合してみると、かなりイチョウハクジラの値に近似していた。他の種類とは差があるように思われた。

11. 焼津の当時の水温は、8月28日～9月3日の間で表層水温最低23.8～最高25.0℃(県水試)であった。メソプロドンの種類による生息水温の違いとして、イチョウハクジラは20℃以上とされている(Watson, 1981)。日本におけるイチョウハクジラの標本入手の時期は殆ど夏期で水温は20℃以上である。

## 結 果

以上の幾つかの観点から、私なりに、焼津の定置網

にかかり魚市場に水揚げされた鯨類1体はイチョウハクジラ *Mesoplodon ginkgodens* Nishiwaki and Kamiya 1958. Ginkgo-toothed whale. Japanese beaked whale, であると同定した。

体長は478cm(長谷川技師実測準全長4.8mより算定)、体重1,070kg(魚市場)、雌のおそらくは成熟個体であった。

イチョウハクジラの体重のデータは稀少であり、Mead (1989)の他の既報告例を合せたメソプロドン<sup>sp.</sup> 体重1覧表5種23例(p. 414)には *M. ginkgodens* の記載はない。

実物標本が皆無であり、部分的な体形実測値が無いのが残念ではあるが、長谷川技師の体長実測値と、氏が撮影した数多くの鮮明な写真は甚だ貴重な資料となった。

終りに、長谷川薫技師並びに原稿の御校閲と御指導を頂いた神谷敏郎博士に深謝致します。

## 最近の捕鯨論議について (Ⅲ)

日本鯨類研究所 長 崎 福 三

### V 鯨類の利用について

この章の内容は筆者の私案であり、日本鯨類研究所の意見を代表しているものではない。したがって、その内容はすべて筆者の責任によって書かれたものである。研究所又はそれ以外の機関と全く関係のないものである。筆者の私案が引きがねになって、異なった立場の多くの人びとが将来の鯨の利用について論議を交すようになれば幸である。

前章で「日本の主張・行動の原理は言うまでもなく捕鯨取締り条約に基を置いている」と述べたし、「日本の捕鯨問題における対応の、いわば憲法は条約そのものである」とも書いた。そして条約の主旨は、その前文に示されている通り、鯨資源の保存と合理的利用にあることは疑いもないことである。もし、このような条約の精神・条文に反した目的のために、委員会の活動を利用しようとすれば、そのこと自体が条約に反することになる。例えば「鯨を捕殺することは無期限に禁止する」などという決定を委員会が行うとすれば、なんのために条約なり委員会が必要なのか、わからなくなり、締約国も委員会のメンバーとしてとどまる意味を認めなくなる。そして IWC の崩壊につながりかねないし、条約は空文を唱うことになる。

ここでは現行条約の継続を前提とし、この枠内での鯨類の利用についての将来像を考えてみることにする。現行条約は第 2 次大戦直後の 1946 年に作られたものであり、既に 45 年が経過している。この間、捕鯨業のみならず、漁業全般にわたって大きな変化があり、海をめぐる海洋制度も急激に変った。捕鯨業を見ると、世界的に、その最盛期から商業捕鯨モラトリアムまでの経過を辿ってきたし、200 海里体制が定着するにつれて、多くの国々が自国沖 200 海里に経済水域を設定し、海洋生物の利用・管轄を確立するようになった。これにつれて世界の漁業模様もその姿を変えた。

この間、捕鯨問題は現行の捕鯨取締り条約という機構の中で処理されてきたが、別に条約を基本的に変えなければならないような事態は起っていない。この条約の主旨及び全体の構図について、強い反対があるわけではなく、条約を変えなければならない理由はなかつ

た。しかし 200 海里体制と捕鯨取締り条約との間に若干調整を必要とする問題がある。200 海里体制の確立によって、その水域内の生物資源の利用・管理は沿岸国の手にゆだねられることになり、水域内の生物利用についての指針はあるにしても（海洋法に関する国際連合条約、第 62 条、生物資源の利用）、実質的には漁業に関する限り領海が 200 海里まで拡大されたと考えてもよいと思う。

しかし上記海洋法条約によれば、鯨の場合、「その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて作業を行う」ことになる（第 65 条、海産哺乳動物）。現状では「適当な国際機関」とは当然 IWC ということになり、鯨類管理の作業は IWC を通じて行われることになる。捕鯨取締り条約第 1 条 2 項によると、「この条約は締約政府の管轄下にある母船、鯨体処理場、及び捕鯨船並びにこれらの母船、鯨体処理場及び捕鯨船によって捕鯨が行われるすべての水域に適用する」とある。つまり捕鯨取締りは領海にも等しく適用されることになる。しかし、このことは 200 海里管轄から鯨を外してしまうことを意味していないように思う。むしろ IWC が鯨の管理措置の中に、200 海里体制の主旨を取り込むべきであると考ええる。このような措置を現行条約の枠組の中で行うことは不可能なことではない。

もし、このような 200 海里理論を取り込もうとすれば、捕鯨を、その海域によって大きく 2 つに区分する必要がでてくる。公海とそれ以外の海域である。公海とは、捕鯨の場合、主として南氷洋海域と考えて差支えない。勿論他の公海でも鯨の分布・回遊はありうるが、そこでの捕鯨活動が生れた時には別途考慮すればよい。公海と 200 海里内の鯨の利用・管理は同一に律することはできない筈である。

### —南氷洋の場合—

この海域を管轄する特定の沿岸国はない。南氷洋はまさに文字通りの公海であるが、鯨にとっては絶好の索餌場で、各種の鯨がここに集合する。したがって、ここでの捕鯨の規制、鯨の管理保存は当然 IWC の責任ということになる。しかし、南氷洋の鯨の保存・利

用について、われわれはもう一つの国際的指針を与えている多国間条約をもっている。南極の海洋生物資源の保存に関する条約（CCAMLR）である。この条約の前文には、「南極大陸を囲む海洋の環境を保全すること及び当該海洋の生態系を本来のままの状態において保護することの重要性を認識し……」とし、ここで生態系という概念を導入している。

この条約の目的は、その第2条1項に、「この条約の目的は南極の海洋生物資源を保存することにある」と唱い、2項には「この条約の適用上、“保存”には合理的な利用を含む」と述べている。この対象となる「南極の海洋生物資源」とは「ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他の南極収束線以南に存在するすべての種類の生物（魚類を含む）である資源をいう」と規定している。そして委員会の任務として、「この条約の適用される地域において採捕することのできる種別の量を指定すること」、「保護される種を指定すること」、「採捕することのできる種の大きさ、年齢及び適当な場合には、性別を指定すること」などをあげている。つまりCCAMLRは南氷洋海域における、採捕することのできる種別の量を指定することを委員会の仕事のひとつとして課している。この中には当然鯨類もアザラシも含まれる。

しかし、このような活動は捕鯨取締条約及びアザラシの保存に関する条約と重複する。このため「この条約のいかなる規定も、この条約の締約国が国際捕鯨取締条約及び南極のあざらしの保存に関する条約に基づき、有する権利を害し及びこれらの条約に基づき負う義務を免れさせるものではない」と、これら条約との調整を唱っている。つまり上記2条約に基づいて決定したことについてはCCAMLRとしては尊重し、とやかく言わないということになる。このあたりは、かなりあいまいなことになってしまうことになるが、南氷洋に來遊・棲息する鯨やアザラシをCCAMLRの対象から外してしまうことを意味しているわけではない。もしこれらを対象外から外してしまうとCCAMLRの狙っている主旨を基本的に否定してしまうことになる。この2つの動物群を除いて南氷洋の生態系を論じて意味はない。むしろ、オキアミーヒケクジラ、オキアミーアザラシの関係は、ここでの生態系にとって最も重要な構図であり、ここに重点を置かない以上、CCAMLRの味はうすくなってしまふ。このようにIWCだけの判断で南氷洋の鯨類を利用・管理しようとする、場合によってはCCAMLRの指向する方向と逆行することも考えられる。両機関は恒に連絡をとり乍ら夫々の活動を進めてゆかなければなら

ない。例えばIWCが「保護のための保護」をその行動基準とするならば、資源の利用を含む管理を目標としたCCAMLRによる南極洋の生物資源への対応とは相容れず、そのような措置に固執するならば、IWCは過去のものとならざるをえない。

ここで南氷洋での鯨類利用法について考えてみよう。ここでの鯨は、いわゆる“res communis”(共有物)であるから、特定の国だけが利用するということになる。当然利用に参加しない国々から反発がでる。最近の捕鯨問題の背景の一つにこのような要素が含まれていることは間違いない。現在南氷洋の鯨及び捕鯨技術について日本ほど多くの知識と経験をもっている国はない。だから日本が南氷洋の鯨を利用する最も近道にしていることは論をまたない。しかし、だからと言って、日本だけが利益を得るという構図は好ましくない。このため、得られた利益を国際社会に、なんらかの形で還元するしくみが望ましい。例えば世界的な海洋哺乳動物の研究基金に積み立てられ、各国の研究者に利用されるなど、一つの方法ではあるまいかと思う。

そうなると、誰が儲けにもならないような捕鯨をやるのかという事業主体の問題がでてくる。従来のように私企業が営利追求のために南氷洋捕鯨を行うことは難しい。むしろ国の管掌・管理下にある、公共性の強い組織体が操業主体となり、その経理も透明にし、得られた利益まで分けにできるような団体を考えざるをえない。日本の場合、どのような法的性格をもつ団体になるのか、検討の要があるが、操業方法、利益の配分、調査行為など、特殊な配慮が必要になるので、事業主体としては私企業はなじまない。

操業方法は管理方法と関連してくる。しかし、いずれにせよ、海域別に捕獲頭数が割り振られ、その頭数を地域的にも時期的にも均等になるように捕獲することが要求される。鯨類は、特に南氷洋では性・成長段階別に棲み分けることが明らかになっているので、特定の時期・海域に捕獲を集中すると、資源に必要以上の圧力を加える結果になりかねない。このような均一採捕法は、結果としては、現在日本鯨類研究所が南氷洋ミンクを対象として行っている標準採集法、つまりランダム・サンプリング法と同じことになる。しかし商業性をもった捕鯨であれば、調査用の標本採集そのものようなわけにはいくまい。予め群の棲み分け状態を知り、なるべく性・年齢に対してランダムになるような操業計画を立てる必要がある。このような捕獲方法を実施したとしても、別に、現在行われているようなランダム・サンプリングによる調査活動が並行して行われなければならないことは言うまでもない。そ

してそのような調査によってストックの量的・質的变化がつねにモニターされていなければならない。

### 一沿岸捕鯨の場合一

既に述べたように沿岸捕鯨は、沿岸国又はいくつかの沿岸国の 200 海里水域体制の中に組み込まれるので、沿岸国による 200 海里資源の管理理念と切り離して取り扱うわけにはいかない。しかし一方では、現行の IWC による鯨類管理機構がある以上、これと関係なく鯨の利用管理を一方的に沿岸国が決定し実施するわけにはいかない。沿岸国の管理と IWC による管理をどう調和させるかという問題は、まだ本格的に論じられてもいないし、明確にうち出された例もない。IWC の論議の過程で、しばしば、その管理対象を拡げ、小型の鯨類、つまりイルカ類を含めることが話題になってきたが、その際、多くの国々は、自国の 200 海里管轄権を害さないという原則を確認する発言を行ってきた。

IWC が一方的にその規制措置を拡大した場合、沿岸国の管轄権及び管理措置と融和しない問題がでてくる。IWC が鯨類ごとにその捕獲数を設定したり（ゼロ捕獲を含めて）、漁場・漁期・漁法の規制をすることは、従来も行ってきたし、これからも可能であるし、必要でもあろう。しかし、高度に政策的な決定を IWC の手で行いこれを広汎に適用しようとする問題が起こる。一つの例をあげよう。現在 IWC はインド洋を鯨類の聖域として、ここでの鯨類の捕獲を一切禁止している。その主旨は聖域にした条件の中で、どのように鯨類が増加したり分布したりするかを、他の海域と比較し乍ら研究しようというもので、いわば研究の場の設定のためのものである。しかし、その後、インド洋で、このような主旨の調査・研究が行われたとは報告されていないし、現在、インド洋で局地的に行われている個々の海獣類の研究は、聖域の設定と結びついていると思われる例はない。IWC の措置は締約国を拘束するが、それ以外の国には及ばない。このような環境のもとで、広範な海洋を聖域にするような措置を、IWC の手だけで決定し、設定するのは、明らかに行きすぎである。前章で述べた“ハイジャックされた IWC”の一端を物語っていよう。

もう一つ沿岸捕鯨を考える際に配慮しなければならない点は、鯨と生態系との関連である。沿岸国は自国の 200 海里海域の生物体系をどのように利用するかという総合的な考えや措置がなければならない。ある沿岸国は鯨類を一切捕獲せず、その資源を最大の水準に維持しようとするかもしれない。おそらく現在反捕鯨

を主張している国々はそうすることになると思う。それも一つの選択であり、他の国々が文句を言う筋合はない。また、ある国は鯨類の資源水準を最大の持続的水準に維持し、鯨類の増殖力を最大に利用しようとするかもしれない。これも一つの選択である。また、この 2 つの選択の中間に数多くの選択がある。選択は夫々の沿岸国がするものであり、IWC がするものではない。IWC は鯨類資源を好ましくない水準又はそれ以下（例えば MSY 水準以下）に低下させないような措置を設ければよい。沿岸国の選択・判断といっても、上記の IWC による管理措置を害するようなものであってはならない。

沿岸捕鯨を行うかどうか、どのような捕鯨を行うかは沿岸国がきめることである。行わべき捕鯨は、夫々の国の事情や条件によってまちまちであろう。一律に操業方法を規定することはできない。ある国は、ごく限られた狭い水域での規模の小さい捕鯨を考えるかもしれないし、別の国は、かなり広範な海域での大型捕鯨船の操業を考えるかもしれない。このような沿岸操業で、さきに述べたようなランダム・サンプリング型の捕獲を実施しようとしても無理である。しかし、どのような操業であろうと、ストックの動向を知ることができるようなモニターは不可欠である。この場合、操業が行われている限られた海域だけの調査ではストック全体の動向を知ることができないので、調査対象海域は群の分布全海域を対象としなければならない。

沿岸捕鯨の場合は、対象鯨類が南氷洋の場合のような公海資源ではないので、事業主体も営利団体であって差支えなく、その利益の国際社会への還元などは考える必要はない。

最近各地で「鯨の観察」whale watching が盛んであり、一般の人びとの関心をよんでいる。そのために、これを産業化しようとする動きもでてきている。巨大な鯨の行動を肉眼で観察できることは魅力的である。「観察産業」も鯨の利用の一分野と考えて差支えなからう。しかし、世界中にいる鯨を、すべて観察の対象にしようなどと考えるのは現実的ではなし、勝手な言い分になってしまう。観察に適する鯨種、資源を指定して、観察用とし、これらの捕獲を禁止する措置をとることも考えられよう。これはその地方の人びとの鯨利用法の選択による筈である。現に太平洋東部を広く南北に回遊するコクジラはカリフォルニア沿岸では観察の対象となっている一方、北極圏ではソ連捕鯨船により 170 頭前後のものが毎年捕獲されている。観察と捕獲・利用が併用されている例である。

## せ た し あ

- ◎ オランダのノルドウイクで行われた IWC 第42回  
年次会議が7月6日終了しました。今年はモラトリアムの効果を見直すための包括的評価の最初の年に  
当り、南半球のミンククジラ、北大西洋のミンクク  
ジラ及び太平洋のコククジラが取りあげられ、評価  
が行われました。例の通り科学小委員会の報告中  
には反捕鯨学者のコメントが入ってきますので、す  
っきりした形で結論がでることは難しいのですが、条  
件づきではあるものの、資源の分類結果と捕獲可能  
数が記載されています。南氷洋の6つのストックの  
うち、4つは初期管理資源、他の2つは維持管理資  
源と記載されています。南氷洋のミンククジラにつ  
いては、いずれも捕獲の対象になりうることを示さ  
れたわけですが、目下研究者間で作業が進んでいる  
管理方法についての合意がえられておらず、来年の  
年次会議の時点まで最終的決定は「おあずけ」とい  
うことになりました。IDCRの目視調査及び日本の  
捕鯨調査の結果が唯一の新しい情報になるわけ  
です。今後もこの車の両輪のような一対の調査は  
継続させて欲しいものだと思います。
- ◎ 最近日本鯨類研究所が作成した印刷物を紹介して  
おきます。

- ・ 外国人が指摘する捕鯨禁止の不当性。梅崎義人  
(水産ジャーナリスト)、1989年3月。
- ・ 日本鯨類研究所年報。昭和63年度(昭和63年10月  
~平成元年9月)、平成元年10月。
- ・ 1987/88年南氷洋鯨類資源予備調査の成果、1989  
年3月。
- ・ 子供たちの捕鯨会議。編集 高橋順一、1990年。
- ・ Japanese Research on Antarctic Whale Resources.  
June, 1990年。
- ・ Who's Afraid of Compromise? Edited by Simon  
Ward, 1990年。

以上6つの印刷物はまだ余部がかなりありますの  
で、ご希望のある方は日鯨研に申し寄せてください。  
お送り致します。

なお、このほか、日本捕鯨協会・日本小型捕鯨協会  
による出版物「勇魚」の創刊号(1989年11月)及び第  
2号(1990年2月)の余部も若干手もちがあります。ま  
た、Endangered Culture, Arne Kalland and Brian Moe-  
ran, NIAS PREPRINTS No. 2, 1990 もごくわずかです  
が残っています。もっとも、この本は、いずれは日本  
訳が出る予定です。

(長崎福三)

## ストランディング・レコード—15

番号	日付	種類	頭数	場所	報告者	備考
M- 26	25/01/90	コククジラ	1	神奈川県小田原市 国府津	吉岡 基 (東京大学)	新聞情報(読売新聞 -25/01/90)
M- 27	06/02/90	ミンククジラ	1	長崎県下県郡美津島町 高浜(対馬) (定置網)	中村保昭 (西海区水産研究所)	新聞情報(朝日新聞 -07/02/90)
P- 06	20/01/90	オットセイ	1	福岡県京都郡苅田町 (定置網)	武石全慈 (北九州市立 自然史博物館)	体長1.5m、雌



0-101	19/02/90	カズハゴンドウ	30	茨城県鹿島郡鹿島町 明石海岸	吉岡 基 (東京大学)	マストランディング 新聞情報 (読売新聞 -20/02/90)
0-102	?/01/90	カマイルカ	1	福井県大飯郡高浜町	吉岡 基 (東京大学)	新聞情報 (読売新聞 -24/02/90)
0-103	20/12/89	マイルカ	1	石川県羽咋郡志賀町 高浜	桶田俊郎 (のとじま臨海公園 水族館)	体長1.96m、雌
0-104	13/02/90	イシイルカ	1	石川県羽咋郡押水町	桶田俊郎 (のとじま臨海公園 水族館)	体長2.18m、体重165 kg、雄
M-28* <sup>1</sup>	08/05/89	ミンククジラ	1	福岡市東区志賀島 (定置網)	蛭田 密 (海の中道 海洋生態科学館)	
0-105* <sup>1</sup>	01/06/89	バンドウイルカ	2	福岡市東区志賀島	蛭田 密 (海の中道 海洋生態科学館)	
0-106* <sup>1</sup>	?/09/89	スナメリ	1	福岡市東区西戸崎 シオヤ鼻	蛭田 密 (海の中道 海洋生態科学館)	
0-107* <sup>1</sup>	03/12/89	スナメリ	1	福岡市東区海の中道	蛭田 密 (海の中道 海洋生態科学館)	体長1.25m、体重25 kg
0-108* <sup>1</sup>	26/12/89	スナメリ	1	福岡市東区西戸崎 シオヤ鼻	蛭田 密 (海の中道 海洋生態科学館)	体長1.25m
0-109* <sup>1</sup>	08/02/90	イシイルカ	1	新潟県柏崎市 中央海岸	箕輪一博 (柏崎市立博物館)	体長1.86m、雌
0-110* <sup>1</sup>	07/02/90	コマッコウ	1	沖縄県壺間味島 ニタ海岸	大城 晃 (壺間味村役場)	
0-111* <sup>2</sup>	05/04/90	アカボウクジラ	1	静岡県清水市三保	宮下富夫 (遠洋水産研究所)	体長5.5m、雄 新聞情報 (静岡、毎 日新聞-06/04/90)

0-112* <sup>3</sup>	05/04/90	アカボウクジラ	2	静岡県沼津市島郷	中島将行 山田二郎 藤巻康年 (伊豆三津 シーバラダイス)	体長5.52m、4.59m、 雌
0-113* <sup>3</sup>	05/04/90	アカボウクジラ	1	静岡県沼津市口野	中島将行 山田二郎 藤巻康年 (伊豆三津 シーバラダイス)	雌(胎児有-体長1.54 m、体重41.5kg、雌)
0-114* <sup>3</sup>	05/04/90	アカボウクジラ	1	静岡県沼津市平沢	中島将行 山田二郎 藤巻康年 (伊豆三津 シーバラダイス)	体重5.54m、雄
M- 29* <sup>4</sup>	08/04/90	ナガスクジラ	1	大阪府境市築港新町 境泉北港岸壁	樽野博幸 (大阪市立 自然史博物館)	雄
0-115	03/05/90	イシイルカ	1	鳥取県鳥取市小沢見	田中裕子 (鳥取大学)	新聞情報 (日本海新 聞-12/05/90)
0-116	25/03/90	Mesoplodon 属の一種	1	石川県輪島市名舟町	桶田俊郎 (のとじま臨海公園 水族館)	雄 新聞情報 (北国新聞 水族館)-26/03/90)
0-117	19/05/90	イシイルカ	1	石川県鹿島郡 能登島町蛸目 (定置網)	桶田俊郎 (のとじま臨海公園 水族館)	体長2.14m、体重155 kg、雄

\*1 これらの情報は国立科学博物館の宮崎信之氏のもとに寄せられ、宮崎氏より日本鯨類研究所へ報告されたものです。

\*2 この個体を扱った朝日新聞の記事を伊豆三津シーバラダイスからもお送りいただきました。

\*3 これらの個体を扱った静岡、毎日新聞の記事を遠洋水産研究所・宮下富夫さんからのお送りいただきました。

\*4 この個体については産経、読売、毎日新聞でも取り上げられました。